

第二部 特集「高齢犯罪者の実態と処遇」

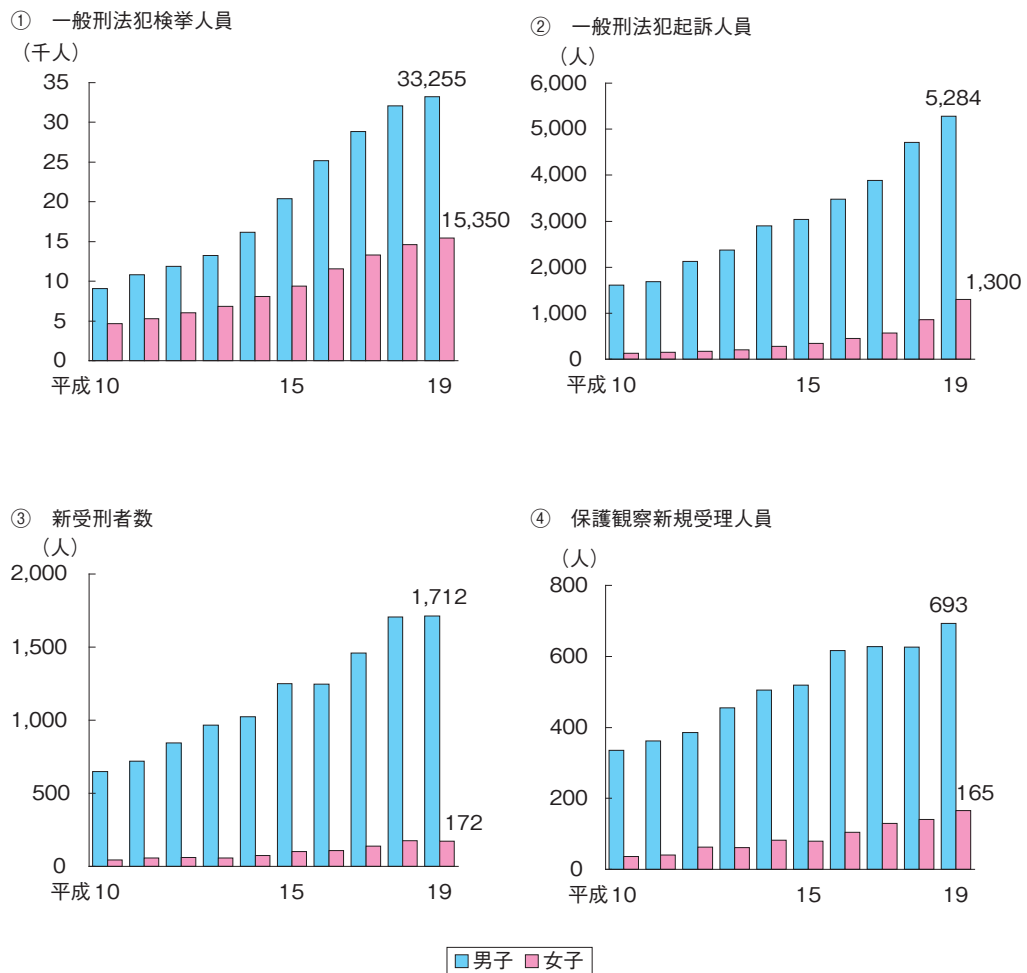
20 高齢犯罪者の増加の現況

近年、高齢犯罪者の増加が著しい。一般刑法犯の認知件数は、戦後を通じて見ればなお相当高い水準にあってその動向は予断を許さないものの、平成14年をピークに減少に転じている。ところが、一般刑法犯の年齢層別検挙人員は、成人の各年齢層について見ると、横ばいないし増加傾向にあり、高齢者層の増加傾向は特に著しい。

警察、検察、矯正及び更生保護という各手続・処遇段階（以下「各手続段階」という。）における人員中の高齢者数の推移を男女別に見ると、各手続段階における高齢者の人員は男女ともに増加している。特に、一般刑法犯検挙人員では、高齢の女子の検挙人員は男子の半数近くいる。しかも、これら的高齢犯罪者の増加の勢いは、高齢者人口の増加の勢いをはるかに上回っている。

7-1-1図 各手続段階別・男女別高齢者数の推移

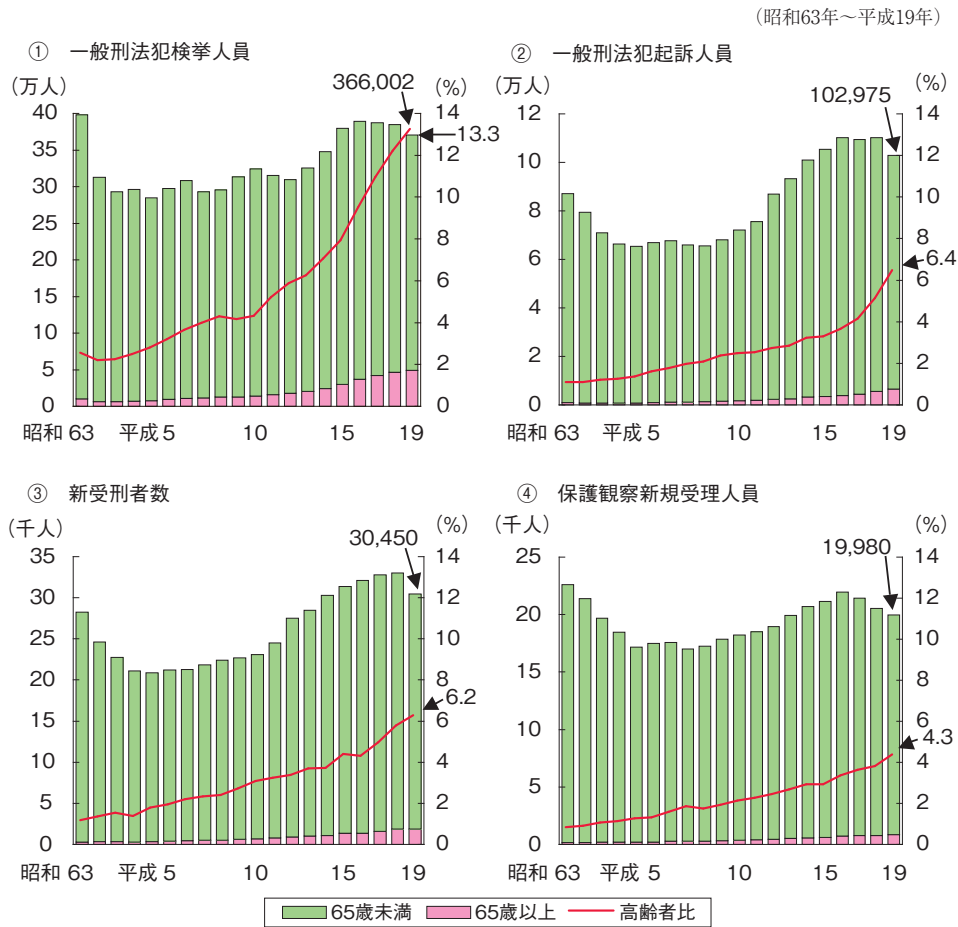
(平成10年～19年)



注 1 警察庁の統計、検察統計年報、矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察新規受理人員は、仮釈放者及び保護観察付執行猶予者の人員である。

各手続段階別の人員及び高齢者の構成比（以下「高齢者比」という。）の推移を見ると、高齢者人員及び高齢者比ともに増加・上昇している。

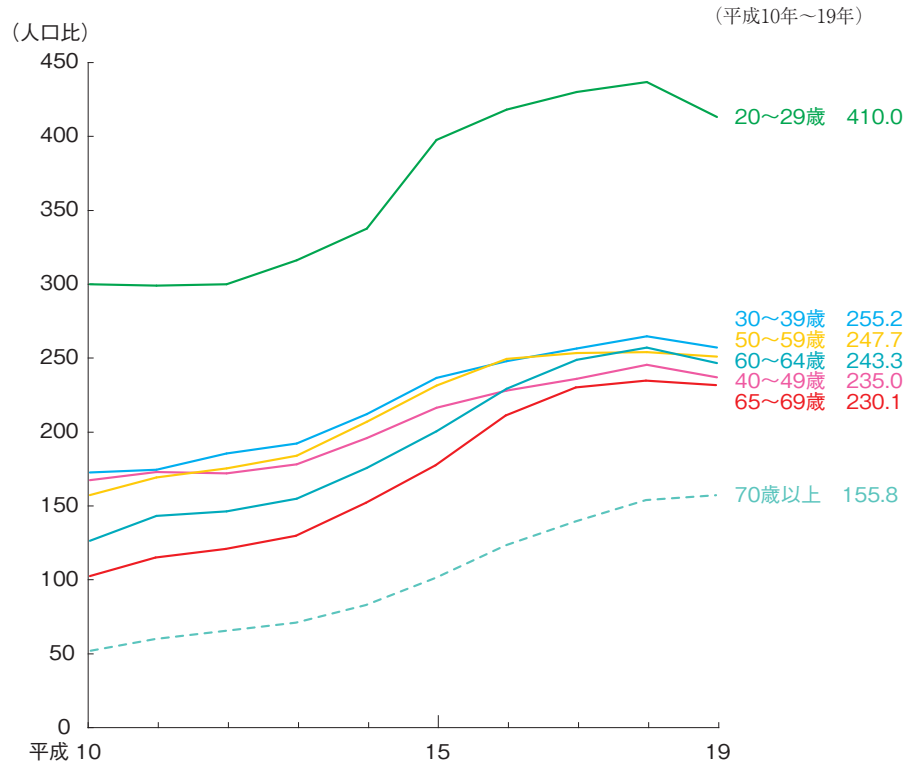
7-1-12図 各手続段階別人員・高齢者比の推移



- 注 1 警察庁の統計，検察統計年報，矯正統計年報及び保護統計年報による。
 2 「高齢者比」とは，各手続段階別人員に占める65歳以上の人員の比率をいう。
 3 保護観察新規受理人員は，仮釈放者及び保護観察付執行猶予者の人員である。
 4 一般刑法犯起訴人員は，被疑者が法人である事件及び年齢不詳の者を除く。

一般刑法犯検挙人員の年齢層別の人口比の推移を見ると，例えば，平成19年の「65～69歳」の人口比は，15年当時の「30～39歳」の人口比に並ぶ勢いで増加している。

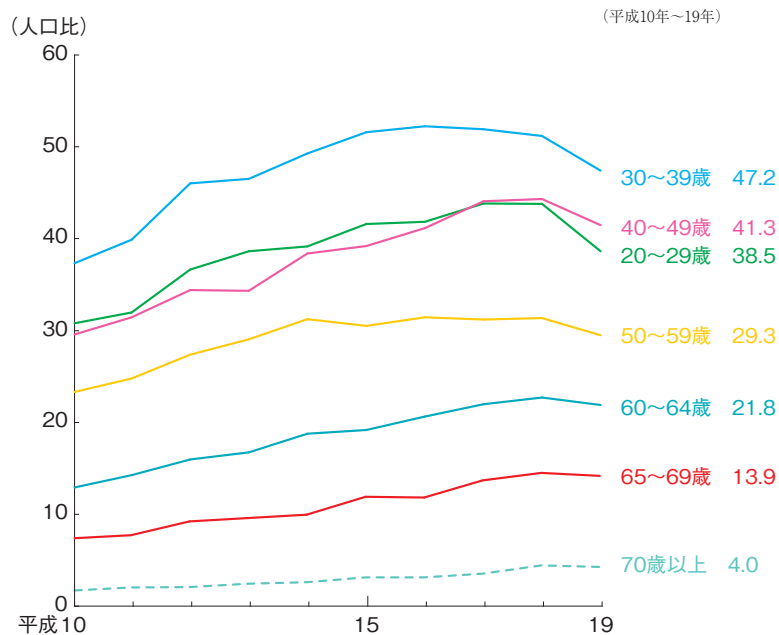
7-1-14図 一般刑法犯検挙人員の年齢層別人口比の推移



- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 「人口比」とは、当該年齢層人口10万人当たりの一般刑法犯検挙人員の比率をいう。

新受刑者の年齢層別人口比の推移を見ると、検挙人員ほどではないものの、65歳以上の新受刑者の人口比は他の年齢層以上に増加している。

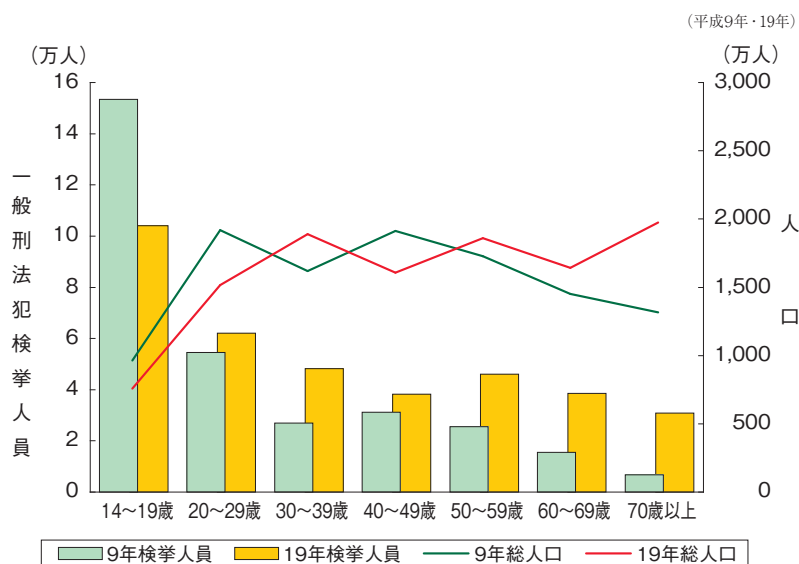
7-1-15図 新受刑者の年齢層別人口比の推移



- 注 1 矯正統計年報及び総務省統計局の人口資料による。
 2 「人口比」とは、当該年齢層人口10万人当たりの新受刑者数の比率をいう。

平成9年と19年を取り上げて、人口分布の変化と年齢（層）別の犯罪者数を比較してみると、年齢層別一般刑法犯検挙人員及び人口分布は、年齢層ごとに若干高低が見られ、その影響も無視はできないものの、一般刑法犯検挙人員は、14～19歳では9年が19年を上回っているのに対し、20歳以上では逆転し、60歳代では19年は9年の約2.5倍、70歳以上では約4.6倍となっている。

7-1-16図 年齢層別一般刑法犯検挙人員・人口の推移

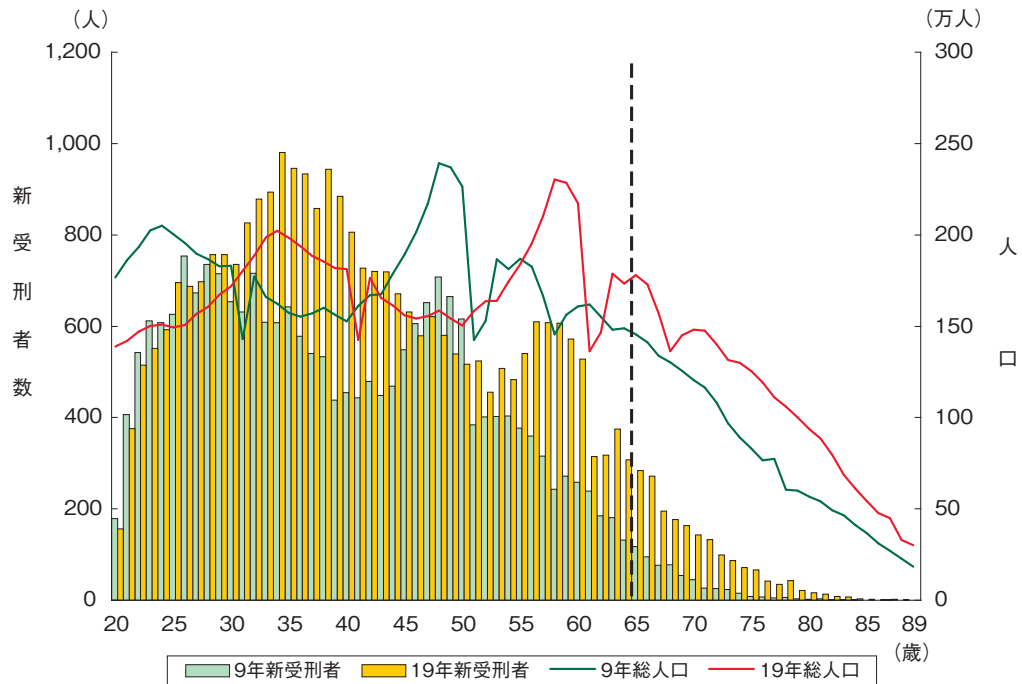


注 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。

平成9年と19年の20歳から89歳までの各年齢別に新受刑者数及び人口分布を見ると、高齢新受刑者数は、19年が9年を大きく上回っており、19年の方が、より高齢で新受刑者となる者が増えている。しかも、いわゆる「団塊の世代」（昭和22年～24年に生まれた者）に属する新受刑者の数は、9年（当時「団塊の世代」は48～50歳くらい）及び19年（同じく58～60歳くらい）ともに、ほぼ同水準を保って顕著に多いことが見て取れ、今後、高齢犯罪者の増加を抑えていかなければ、「団塊の世代」が高齢に達するとともに、現在よりもはるかに多数の高齢新受刑者が生まれるおそれがある。

7-1-17図 年齢別新受刑者数・人口の推移

(平成9年・19年)

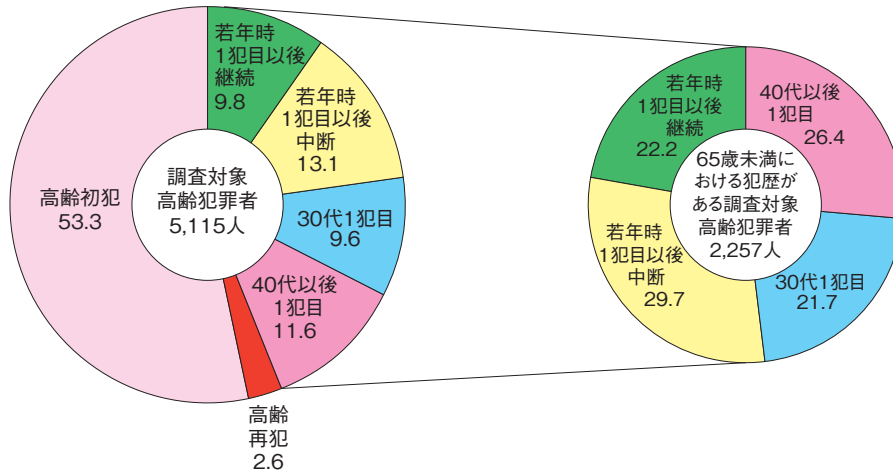


注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料及び総務省統計局の人口資料による。
 2 20歳未満及び90歳以上の者は図示していない。

21 犯歴調査

調査対象高齢犯罪者（5,115人、犯歴の件数5,924件）を、犯罪を開始した年齢及び犯罪反復パターンとの組合せから、幾つかの類型に分けてみると、高齢に達してから犯罪を行い、かつ、初犯でとどまっている者（「高齢初犯者」という。）は調査対象高齢犯罪者の53.3%と過半数を占めており、他方、2.6%の者は再犯を行っている。初犯でとどまっている者への対策としては、それまでの長い人生において罪を犯すことなく生活し、高齢になって初めて犯罪に走った要因についての分析が必要である。一方で、これら高齢初犯者に対する処分の内訳を見ると、その71.9%が罰金刑であり、また、公判請求されても執行猶予に付された者は22.6%であって、いきなり実刑に処せられた者は、わずか5%にも満たないことから、犯罪の内容自体は、それほど深刻な状況ではないものが多いと推察される。

7-3-1-4図 調査対象高齢犯罪者の犯歴時年齢別構成比



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「高齢初犯」は、65歳以上に1犯目の犯歴があり、総犯歴数が1である者をいう。

「高齢再犯」は、65歳以上に1犯目の犯歴があり、総犯歴数が2以上である者をいう。

「40代以後1犯目」は、40～64歳に1犯目の犯歴があり、65歳以上における犯歴がある者をいう。

「30代1犯目」は、30～39歳に1犯目の犯歴があり、65歳以上における犯歴がある者をいう。

「若年時1犯目以後中断」は、①29歳までに1犯目の犯歴があり、50～64歳に犯歴がなく、65歳以上における犯歴がある者、又は、②29歳までに1犯目の犯歴があり、30代及び40代に犯歴がなく、50～64歳及び65歳以上に犯歴がある者をいう。

「若年時1犯目以後継続」は、29歳までに1犯目の犯歴があり、65歳まではほぼ継続的に犯歴がある者をいう。

22 特別調査

高齢犯罪者の実態を知るために、特別調査を実施し、その結果の分析を行うこととした。

特別調査の調査対象の範囲は、次のとおりである。

- ① 東京地方検察庁（本庁のみ）及び東京区検察庁に、平成19年1月1日から同年12月31日までに受理された受理時65歳以上の者で、第一審において有罪の判決又は略式命令がなされ、資料の収集が可能であった368人（以下、「19年受理高齢犯罪者全体」という。）
- ② 傷害・暴行については、①の中で傷害・暴行を犯した者（35人）に、東京地方検察庁（本庁のみ）及び東京区検察庁に、平成17年1月1日から18年12月31日までに受理された受理時65歳以上の者で、第一審において有罪の判決又は略式命令がなされ、資料の収集が可能であった112人を加えたもの
- ③ 殺人については、東京地方検察庁（本庁のみ）に、平成10年1月1日から19年12月31日までに受理された受理時65歳以上の者で、第一審において有罪判決がなされ、資料の収集が可能であった50人（前記①のうち、これに該当する2人を含む。）

(特別調査における高齢犯罪者の事例)

① 「高齢初発群」に属する事案（電車内での痴漢）

65歳男子。本件まで前科・前歴なく、高校卒業後就職した会社に約40年間勤務し、定年退職後、再就職した。自宅を所有し、経済的に問題はない。子供は既に独立し、妻と二人暮らしで、家族間に特段の問題はなし。本件では、仕事からの帰宅途中、地下鉄の電車内で女性の下半身等を触った。罰金30万円。

② 「前歴あり群」に属する事案（食料品等の万引き）

67歳女子。64歳になるまで、サラリーマンの夫と子供と平穏に生活していた。子供が独立し、夫と二人暮らしをするようになってから、近隣のスーパーで財布を紛失し、なくした分を取り戻そうとして日用品等を万引きしたのがきっかけで、以後、万引きを繰り返し、2回起訴猶予になった。本件では、再度、食料品等を万引きした。罰金30万円。

③ 「前科あり群」に属する事案（飲酒酩酊しての暴行）

69歳男子。本件までに飲酒運転、無免許運転に係る罰金の前科を有する。高校卒業後、建設関係の会社に就職した。定年退職後、妻と死別し、子供が独立してからは、単身で年金生活を送り、一人暮らしの寂しさから、外出して飲酒する回数が増えた。本件では、飲酒酩酊して帰宅途中、地下鉄の駅員に注意されたことから、かっとなって同人を殴った。罰金15万円。

④ 「受刑歴あり群」に属する事案（常習的な無銭飲食）

73歳男子。前科・前歴44件、うち無銭飲食19件、受刑回数19回。中学卒業後、職を転々とし、一時期暴力団にも加入した。若いころは傷害や暴行等の粗暴事犯を繰り返したが、40代からは常習的に無銭飲食を行った。酒好きでアルコール依存症。本件では、簡易宿泊所などで生活し、生活保護を受給していたが、酒代に費消し、金銭に窮し無銭飲食を行った。懲役2年。

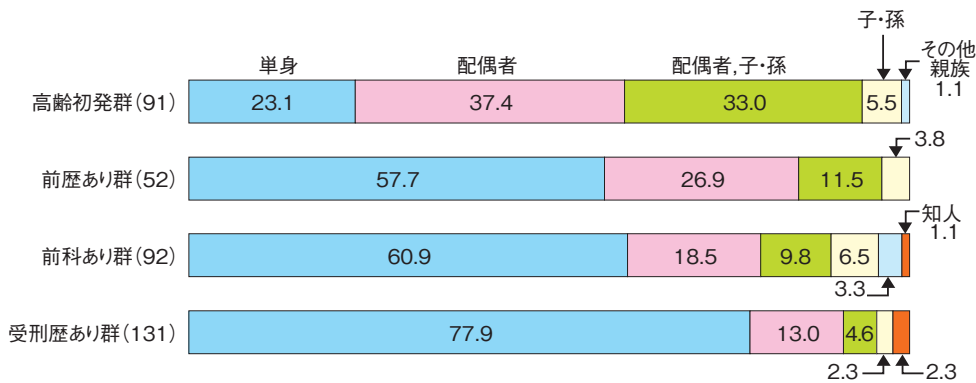
④ 高齢者と比較対照を行うために、東京地方検察庁（本庁のみ）及び東京区検察庁に、窃盗については、平成19年12月1日から同月31日までに、傷害・暴行については、同年11月1日から同年12月31日までに、それぞれ受理された受理時65歳未満の者で、第一審において有罪の判決又は略式命令がなされ、資料の収集が可能であった者

それぞれ100人ずつ、殺人については、平成19年及び18年中に東京地方裁判所において有罪に処せられた65歳未満の者のうち、宣告日の新しい者から順に50人を選定
 19年受理高齢犯罪者全体368人の男女の内訳は、男子329人（89.4%）、女子39人（10.6%）であった。本件時年齢は70歳未満が223人（60.6%）、70～74歳が104人（28.3%）、75歳以上が41人（11.1%）であった。

23 高齢犯罪者の同居状況（特別調査の結果）

前科・前歴分類別に同居者別構成比を見ると、「高齢初発群」から「受刑歴あり群」へと、単身者の比率が上昇し、「受刑歴あり群」において単身者の比率は、「高齢初発群」の3倍を超える77.9%である。これは、我が国の65歳以上の一人暮らしの高齢者の比率が15.7%（平成18年）であるのに比較し、著しく高い数値である。

7-3-2-12図 前科・前歴分類別同居者別構成比



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「配偶者、子・孫」は、配偶者のほか、子又は孫と同居していることを示し、「子・孫」は、子又は孫と同居していることを示す。
 3 不詳の者を除く。
 4 ()内は、実人員である。

24 高齢窃盗，傷害・暴行及び殺人事犯者の犯行動機（特別調査の結果）

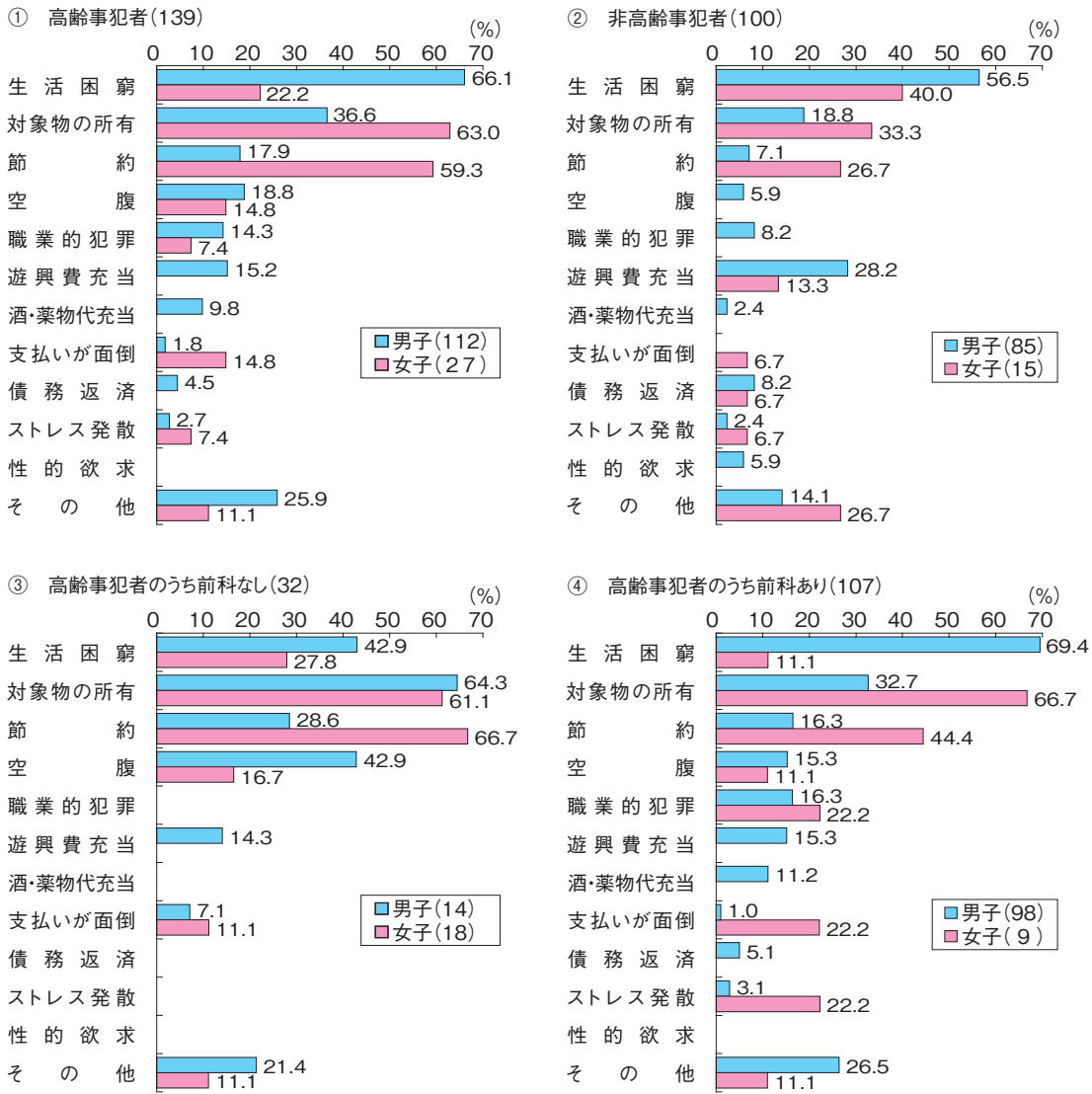
平成19年の高齢者の一般刑法犯検挙人員では，窃盗の占める比率が65.0%と最も高く（男子は54.1%，女子では88.4%），次いで，横領が22.0%，暴行が3.7%，傷害が2.3%と続いている。そこで，まず，高齢窃盗事犯者の犯行動機・原因について見てみる。

窃盗事犯者の犯行動機・原因について，主なもの三つまでを調査したところ，高齢窃盗事犯者において，男子では，「生活困窮」による者が74人（66.1%），次いで「対象物の所有」目的の者が41人（36.6%），「空腹」による者が21人（18.8%）であった。食べるのに困って飲食物を盗む者が多いことが分かるが，一方で，「遊興費充当」の者も17人（15.2%）いた。女子では，「対象物の所有」の者が17人（63.0%）であるのに次いで，「お金を使うのがもったいない。」などといった「節約」による者が16人（59.3%）であり，「生活困窮」による者は6人（22.2%）と男子に比べると顕著に少なかった。

さらに，高齢窃盗事犯者について，前科の有無別に見てみると，前科を有している男子は，「生活困窮」による者が68人（69.4%）で，前科を有していない男子の6人（42.9%）に比べて高かった。

一方，非高齢窃盗事犯者は，男子では，「生活困窮」による者が48人（56.5%）であり，次いで「遊興費充当」の者が24人（28.2%），「対象物の所有」の者が16人（18.8%）であり，「遊興費充当」の高さが目を引く。女子では，「生活困窮」による者が6人（40.0%）と最も多く，「対象物の所有」の者が5人（33.3%），「節約」が4人（26.7%）であった。

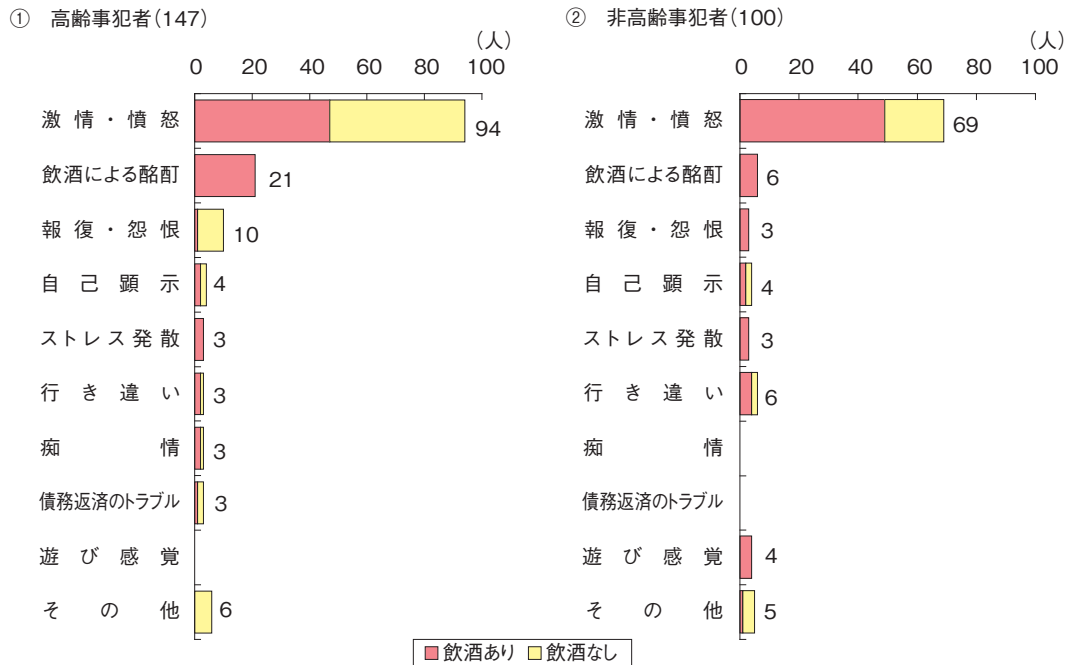
7-3-2-30図 窃盗事犯者の犯行動機・原因



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 主なものを三つまでを選択調査し、各項目に該当した者の比率を示したものである。
 3 「その他」は、一時的盗用、スリル、報復・怨恨、動機不明等である。
 4 ()内は、実人員である。

次に、高齢傷害・暴行事犯者の犯行の動機・原因について見る。

7-3-2-39図 傷害・暴行事犯者の犯行動機・原因別人員



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 主なもの一つについて計上した。
 3 「その他」は、自己防衛、検挙逃れ、性的欲求、動機不明等である。
 4 高齢事犯者の「飲酒なし」には、飲酒の有無が不詳の者3人を含む。
 5 () 内は、実人員である。

高齢傷害・暴行事犯者では、犯行時の主たる動機・原因として、「激情・憤怒」が94人(63.9%)、泥酔しているなど飲酒による影響が顕著に認められた「飲酒による酩酊」が21人(14.3%)、「報復・怨恨」が10人(6.8%)であった。犯行時、飲酒が認められた者は高齢傷害・暴行事犯者全体の79人(53.7%)であり、主たる動機・原因ではないものも含め、犯行に影響を及ぼしていると思われる者は73人(49.7%)であった。また、各動機・原因の項目ごとに犯行時の飲酒ありの占める比率について見ると、「激情・憤怒」で94人中47人(50.0%)、加害者の現実認識に誤りがあるなど「行き違い」で3人中2人がそれぞれ該当し、逆に「報復・怨恨」については、10人中1人にしか飲酒が認められなかった。

一方、非高齢傷害・暴行事犯者では、犯行時の主たる動機・原因として、「激情・憤怒」が69人、「飲酒による酩酊」が6人、「行き違い」が6人であり、遊び感覚でけんかに及んだなどの「遊び感覚」が4人、暴力によって自らの威勢を誇示するなど「自己顕示」が4人いた。飲酒の影響については、犯行時、飲酒が認められた者は、非高齢傷害・暴行事犯者全体の72人であり、主たる動機・原因ではないものも含め犯行に影響を

及ぼしていると思われる者は64人であり、いずれも高齢傷害・暴行事犯者より比率が高かった。また、各動機・原因の項目ごとに犯行時の飲酒ありの占める比率について見ると、「激情・憤怒」で69人中49人（71.0%）、「行き違い」で6人中4人、「遊び感覚」が4人中4人、「報復・怨恨」が3人中3人であった。

さらに、高齢殺人事犯者の犯行の動機・原因について見る。

図①を見ると、高齢殺人事犯者において比率が高かったのは、親族以外殺では、順に「激情・憤怒」、「報復・怨恨」、親族殺では、順に「将来を悲観」、「介護疲れ」であった。強盗殺人に係るものでは、動機・原因に「激情・憤怒」、「報復・怨恨」はなく、「債務返済」が4人、「生活困窮」が2人と、経済的動機に偏った特徴があったため、強盗殺人を除いたケースに限定すると、親族以外殺のうち8割以上に「激情・憤怒」、5割以上に「報復・怨恨」が認められた。

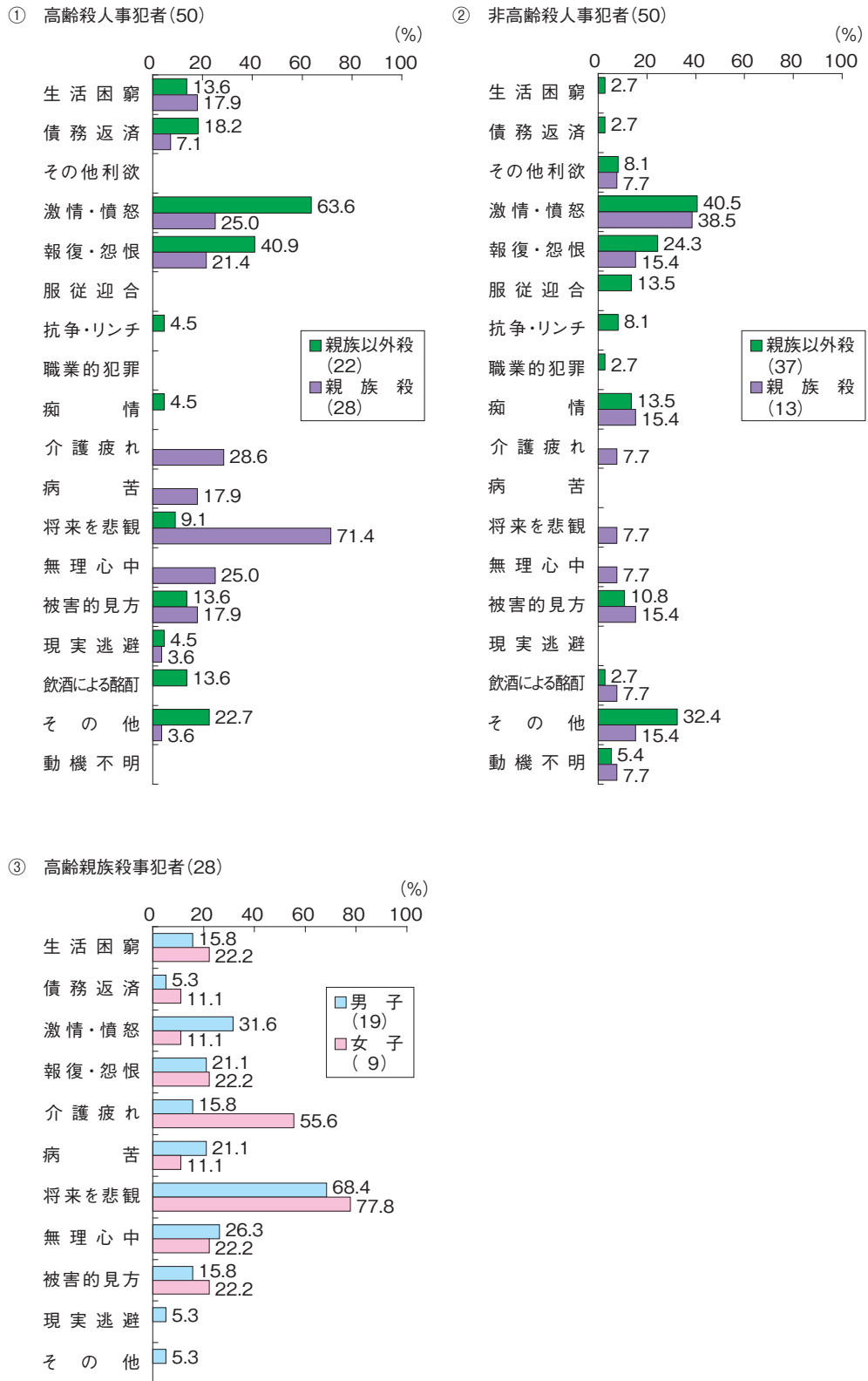
高齢親族殺事犯者について男女別に示した図③を見てみると、「激情・憤怒」と「介護疲れ」に大きな差が認められ、前者は男子、後者は女子の方が圧倒的に多かった。

他方、非高齢殺人事犯者の動機・原因について、図②を見ると、親族殺・親族以外殺のいずれにおいても、「激情・憤怒」が最も多く、「報復・怨恨」がそれに続いていた。

経済的動機では、高齢殺人事犯者に「生活困窮」、「債務返済」が多かったのに対し、非高齢殺人事犯者の場合は「その他利欲」が多かった。「痴情」は、高齢殺人事犯者では低率であったが、非高齢殺人事犯者については、親族殺・親族以外殺のいずれでもやや高い比率が認められた。親族以外殺では、組織絡みの犯行動機（「服従迎合」、「職業的犯罪」、「抗争・リンチ」）も目立った。

なお、各事例の詳細を見たところ、高齢女子による親族殺事犯9件のうち、7人（77.8%）の被害者に疾病が認められ、子殺しの被害者3人は全員何らかの精神疾患を持っていた。高齢男子による子殺し事犯6件では、半数の被害者に精神疾患が認められた。また、非高齢者の親族殺13人について見ると、親や配偶者からの叱責や暴行に対する抵抗が比較的多く、新しいパートナーとの関係において子供が邪魔になったものや、配偶者に対する嫉妬等、高齢親族殺事犯者には見られない動機も複数認められるなど、高齢親族殺の動機・原因とはかなり内容が異なっていた。高齢殺人事犯者は非高齢殺人事犯者と比べ、本件前後に自殺を図った者が多く、高齢親族殺の者では半数近くに自殺企図が認められた。

7-3-2-49図 殺人事犯者の犯行動機・原因



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 主なもの三つまでを選択調査し、各項目に該当した者の比率を示したものである。
 3 「その他」は、誤解、自己防衛、検挙逃れ等である。
 4 () 内は、実人員である。

25 特別調査等から見た最近の高齢犯罪者増加の原因・背景

高齢犯罪者は各手続段階で高齢者人口の伸びを上回る勢いで増加している。また、殺人、強盗等の重大事犯、傷害、暴行、脅迫等の粗暴犯、窃盗、詐欺等の財産犯、さらに、強制わいせつ等の性犯罪においても、検挙人員・起訴人員、その高齢者比のいずれもが増加・上昇している。しかも、一般刑法犯に限らず、高齢犯罪者による特別法犯（廃棄物処理法違反、銃刀法違反等）も、有罪人員中に相当数認められることは、犯歴調査で見たとおりである。

そして、特別調査の結果から判明したように、東京地方検察庁及び東京区検察庁が平成19年に事件を受理した高齢犯罪者全体に係る属性に関する分析において、高齢犯罪者には、高齢に達する以前から犯罪を繰り返し、高齢の域に達して更に犯罪を行った者が相当数おり、実刑に処せられ受刑した経験を持つ者（「受刑歴あり群」）が、調査対象全体の3人に1人の割合でいるなど、犯罪性の進んだ者が少なくないことなどがわかれた。一方で、高齢になって初めて犯罪を行った者（「高齢初発群」）が調査対象全体の4人に1人の割合でいた。

高齢犯罪者がこのように増加している理由は何であろうか。

現在の我が国では、高齢者の平均寿命が延び、また、高齢者人口も急激に増加していて、社会の高齢化が急速に進んでいる。

そして、現在の高齢犯罪者を取り巻く環境に目を向けてみると、高齢犯罪者の犯罪性が進むにつれ、住居が不安定になるとともに、配偶者がなく、単身生活の者が増えている。これらの者は、親族との関係も希薄である。このように、犯罪性の進んだ高齢犯罪者は、孤独な生活状況に陥っており、周囲から隔絶されている状況がうかがわれる。犯罪性が進んだ高齢犯罪者には、犯罪に結び付きやすい物質依存関連疾患に罹患した経歴を有する者の比率が高いが、このような問題について福祉的なサポートを受けないままにいる者が少なくないこともうかがわれる。

就労状況、収入源等の経済状況についても、犯罪性が進むにつれ、就労の安定しない者、低収入の者の比率が上昇しており、また、生活保護などの福祉的支援を受けないまま無収入でいる者の比率も大幅に上昇している。経済的に不安定な状態に置かれて、生活に困窮していることから、更に犯罪の危険性が高まっているといえる。

このように、犯罪性が進んだ高齢犯罪者ほど、社会的な孤立や経済的不安といった深刻な問題を抱えており、このことが高齢犯罪者全般の主な増加原因であると言えよう。

26 高齢犯罪者の特性に応じた対策の在り方

高齢犯罪者は、高齢者人口の増加率よりもはるかに高い比率で増加していることは、前述したとおりである。高齢犯罪者には、高齢期特有の心身上の問題点、社会生活能力や性格・行動特性という生活指導上困難と思われる課題、疾病等を抱えている者が多いという問題に加え、単身、住居不安定、無収入の者の比率が上昇し、周囲に保護・監督する者がなく、経済的に不安定な状態にあり、自立能力に期待できない者も少なくないなど、若者・壮年者とは異なる問題がある。そうした高齢犯罪者に対しては、施設内外での処遇や生活環境の調整の在り方についても検討する必要があると思われる。高齢犯罪者の問題に対応した処遇等を展開するには、その生活実態を踏まえニーズを的確に把握し、そのニーズに応じた支援をいかに計画的に実施していくかということになるが、高齢犯罪者の心身の状況、帰住予定先の家庭・社会環境等を把握するなどして、効果的な生活環境の調整を行うなどの取組の積極化が望まれる。

高齢受刑者には心身に疾病等を抱え、直ちに福祉の支援（社会福祉施設への入所等）や病院への入院を必要とする者がおり、その中には、生活するための資金や仕事がないことを出所後の不安としてとらえている者が多くいるほか、出所後も頼れる人がいないなどの問題を抱える再入所者が多いなどの問題があることを見たが、こうした問題を持つ者が、刑務所を出所後、適切な福祉等の支援を得られないまま地域社会に出て、生活に困窮し、再び犯罪に至るといことが考えられる。そのため、刑務所を出所後、早期かつ確実に福祉的な支援につなげることで社会的な受皿を確保し、自立を促して、再犯に至るリスクを最小限にする必要がある。なお、刑務所、保護観察所や更生保護施設は、これまでも福祉関係機関と意思疎通を図るなどして、刑務所を出所した者に対して、必要な福祉等の支援が得られるように努めてきたところであるが、高齢化が進み、今後も、高齢犯罪者の増加の可能性が危ぐされる中、この問題はますます重みを増していくと考えられる。そこで、高齢犯罪者の円滑な社会復帰と再犯防止のために、刑務所と連携し、保護観察所が中心となって、地域の福祉等の関係機関・団体との連携を図るとともに、生活環境の調整として、刑務所在所中の段階から、出所後円滑に福祉等の支援を受けながら自立した生活が送れるよう支援を行うことが一層重要となっている。

また、福祉等の支援が得られるようにするための調整には、刑務所から出所してからも一定期間を要することが想定される上、社会福祉施設等への入所のための待機を要する場合もある。そこで、刑務所在所中から、出所後円滑に福祉等の支援が得られるように調整を行った上で、出所してから実際に福祉等の支援が受けられるまでの間は、更生保護施設での受入れを促進し、福祉等の支援への移行準備を行うとともに、社会生活に

適応するための指導や訓練を実施することで、円滑かつ確実に福祉等の支援へとつなぐことが必要である。この点で、更生保護施設は事実上就労を期待できる者の受入れを前提とした体制となっている現状を踏まえ、このような新しい役割・機能を担えるよう同施設に福祉スタッフを配置するなどの必要な体制整備を進めることが求められる。

さらに、比較的健康であり、就労を期待できる者については、就労支援を考慮することになるだろうが、就労支援については、法務省は、厚生労働省と連携して、対象者の就労支援策を推進しており、刑事施設は在所中の受刑者に対し、保護観察所では保護観察対象者に対し、実施することとなっているところ、高齢者を取り巻く雇用情勢には厳しいものがあるが、この施策を就労意欲があり、健康な高齢対象者にも積極的に適用することもできよう。

27 高齢窃盗、傷害・暴行及び殺人事犯者への対応

(1) 窃盗（犯罪性の進捗に応じた対応や指導が必要）

窃盗の高齢初犯者の手口のほとんどは万引きである。男性の高齢初犯者のうち、その動機・原因が生活困窮にあるものが半数近くを占めるところ、こうした問題を持つ高齢窃盗事犯者に対しては、就労が不可能な者については直ちに福祉的な援助につなぐ必要があり、また、就労が可能な者についても、就労につなぐまでの一時的な生活の援助が得られるよう、調整を行うことが重要である。その上で、金銭管理指導等の生活指導や、必要に応じ酒害教育等の支援を実施することが必要となるだろう。ただ、単に対象物の所有や節約を目的として繰り返し万引きに及ぶ女子の場合の問題はまた別であると思われる。その対策は、金銭的なサポートにあるのではなく、むしろ教育的なものにあり、単なる起訴猶予で刑事手続から離してしまうのではなく、いったん処分としては起訴猶予とするものの、その後も検察官において被疑者となった高齢者や被害者と連絡を取って処分後の経過を観察し、再犯のおそれが払拭できない状況にあれば、事件を再起して起訴を検討するなどの運用も今後検討すべきではないだろうか。

また、窃盗を繰り返し、かつ、受刑歴を持つ者については、社会的にも孤立し、安定した職も持たない傾向が見られることから、積極的な手当てを検討することが肝要なのではないだろうか。更生保護施設においても、社会性を持たせるような訓練・指導を充実させ、また、就職できず、金銭にまつわる問題を解消できない者については、福祉制度を積極的に活用するなどして、再度、犯罪に及ぼうとする気持ちを事前に摘み取っていく努力をすべきではないかと考える。

(2) 傷害・暴行（機会的な事犯者と常習性の高い事犯者の識別・応差的処遇）

高齢傷害・暴行事犯者は、前述したように、窃盗の場合と比べ、有前科者の比率が低く、必ずしも孤独とは言えず、経済的不安も深刻ではない者が多く、飲酒の上、公共的な場で、面識のない相手に対し暴行を加えるような事犯が少なからず含まれており、活動範囲や対人関係の拡大が影響していると思われる者が少なからずいる。また、非高齢事犯者と比べ、高齢事犯者は、近隣との付き合いの在り方が影響している事犯も見られる。

この中には、前歴がないまま高齢になった後、突発的に傷害・暴行に及ぶ者も含まれており、このような者の犯罪防止対策としては、処罰いかんではなく、むしろ、社会における犯罪防止教育として、余暇の過ごし方や対人関係のスキルの習得等について指導をするなどの教育が必要ではないのだろうか。すなわち、高齢者であるから良識をわきまえており、あえて何かを教育・指導する必要などないというのではなく、高齢に至ってもなお、精神的・社会的に自立できておらず、自己のコントロールが十分にできないか、あるいは、かつてはそれができていても、加齢によってその統制力を減弱していく事態が起き得ることを率直に認め、飲酒が原因でのトラブルや近隣関係でのトラブルを繰り返し、ついには、それが犯罪にまで至るおそれがある場合については、社会生活の中において指導・教育できる方策を考慮すべきであろう。

また、高齢傷害・暴行事犯者の中には、数は多くないものの、常習性が顕著な者があり、その中には、公共的な場で、初対面の相手に対し、飲酒の上で、粗暴な事犯を繰り返している者が見られた。この過半数が有前科者で、ホームレス・住居不定の者も少なくなかった。かかる者の処遇に関しては、平成19年版犯罪白書でも触れたように、傷害については、再犯を重ねても繰り返し罰金刑に処せられる傾向があり、罰金刑の感銘力について考えさせられる問題を含んでいるように思われ、再犯防止の観点を含めて、より柔軟に処分を決める必要がある。このような場合、より確実にこの者を改善更生・社会復帰させるという目的の下に、保護観察に付し得る処分を検討するなどし、酒害教育を施すなどした上、感情をコントロールするための能力を身に付けることを目的とした処遇などのサポートができるよう配慮することが考えられよう。

(3) 殺人（福祉を中心とした多様な高齢者対策による犯罪危険要因の排除）

高齢の新受刑者の初入者の罪名には殺人が上位に入っているところであるが、特別調査で見ると、親族殺の高齢事犯者の多くは、前科・前歴のない者が「介護疲れ」から、あるいは「将来を悲観」して、配偶者や子供などを殺害する高齢初犯者である。

親族殺について裁判内容を見ると、親族以外殺と異なり、男女とも無期懲役はおらず、男子では、刑期10年以下5年超の者が半数を占め、女子は刑期10年超はおらず、4割強が執行猶予であって、量刑上の配慮が見られる。しかしながら、高齢になって、介護に疲れ、いわば突発的に殺人に至る行為に対しては、刑事司法機関が早期に介入して事前に防止することは容易ではなく、これは専ら福祉の領域であることから、社会福祉制度一般の充実を待つ外はないものと思われる。

これに対し、高齢の親族以外殺事犯は、傷害・暴行と比べ、被害者と「面識なし」の者の比率が低い一方、「報復・怨恨」が動機に含まれていた者の比率が高く、以前から被害者に対し不満や怒りを抱いていた者が多い。

平成19年版犯罪白書は、特集した「殺人再犯者」につき、傷害・暴行等の粗暴犯の犯歴を持つ者が多く、これらの者に対し、感情をコントロールする能力を身に付けることを目的とした処遇を実施する必要性が高いと指摘している。親族以外殺では、高齢事犯者・非高齢事犯者ともに前科のある者が多く、傷害・暴行同様、若年時ないし壮年時の前科の処遇において、感情をコントロールするための能力を身に付けることを目的とした処遇などを徹底することが役立つと思われる。

28 まとめ

高齢犯罪者の問題は、今後の我が国社会が否応なく背負っていかねばならない大きな問題である。これまで何度も指摘してきたように、現在のような高齢犯罪者に対する従来どおりの対策だけでは、今後10年以内に高齢者となる層が多大な犯罪をもたらす危険性に十分な対処ができ得るか問題があろう。

高齢犯罪者の特性としては、親族等から疎遠となり、単身で経済的にも不安定な状態が多いこと、高齢期特有の心身上の問題点や疾病等を抱えている場合が多く、性格・行動特性からも生活指導上の困難性を有していること、さらには、再犯を繰り返している者が多くいることなどが挙げられる。一方で、高齢期に入っても衰えることなく、稼働能力もあることから、就労による社会貢献を果たし得る者がいることにも目を向ける必要があるだろう。

そのような高齢犯罪者を多く抱える社会における根本的な対策としては、何よりもまず彼らの生活の安定を確立した上で、社会の中で孤立させることなく安らぎと生きがいのある生活を提供することが極めて重要である。そのためには、刑事司法だけでなし得ることのみならず、福祉制度の拡充、住まいの場や日中活動の場の拡充、稼働能力のある高齢者に対する就労支援策の検討、地域社会の協力体制の確立などの取組と、刑事司

法機関における取組とを密に連携させながら、社会全体で一体となって対策を講じていくことが求められる。

今後5年以内に団塊の世代が高齢期に達することで、我が国の高齢化が今以上に進行することは明らかであり、そのような社会の中での犯罪対策について、今一度、根本から考え直すべき時期に来ているのではないかと思われる。